

社会福祉法人 細江会

評議員及び理事・監事の報酬並びに会議等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人細江会の

- ① 評議員及び理事・監事の役員報酬
- ② 会議等開催にあたり出席する委員に対する費用弁償
に関する事項を定めることを目的とする。

(適用会議等の範囲)

第2条 前条に規定する役員報酬又は費用弁償の支給対象となる会議等は、評議員会、理事会、監事監査会、評議員選任・解任委員会、行政の指導監査立ち会い、その他理事長が必要と認めた会議とする

(支給額)

第3条 会議等開催 1回につき 4,000円

(支給の時期)

第4条 支給日は毎年4月1日から翌年3月31日までの開催会議等について、その出席回数を各人ごとに集計し、毎年5月中に一括支給する。

(適用除外)

第5条 支給対象者で、職員の身分を併せ持つ者については、通常の勤務時間内に開催される会議等は支給対象としない。

附則 この規定は、平成31年3月23日に制定し、平成30年4月1日より適用する。これに伴い、従前の「役員等会議費用弁償規程」は廃止する。